

## 浜岡原子力発電所運転停止要請に係る確認事項

公益性の高い事業を営む当社にとって、総理大臣からの今回の要請は事実上国の指示・命令と同義であり、極めて重く受け止めている。今回の要請に基づき、浜岡原子力発電所を全号機運転停止した場合、お客さま、株主、立地地域等関係者に多大な影響を及ぼすことが懸念される。これらの方々に過度な負担、不利益が生じないよう、当社は事業運営全般にわたり最大限努力するが、国としても十分な配慮、支援をお願いしたい。

1 今回の要請書のとおり、平成23年4月20日の当社報告書にある津波に対する防護策及び海水ポンプの予備品の確保と非常用発電機等の設置を完了し、原子力安全・保安院の評価・確認を得たときは、浜岡原子力発電所の全号機の運転が再開できることを確認したい。また、原子力安全・保安院の評価・確認は、科学的・合理的見地から速やかに実施して頂きたい。

2 浜岡原子力発電所の安全対策は、法令・技術基準等に基づき適切に実施されており、今回の要請の趣旨は、福島第一原子力発電所の重大事故を受け、国民に一層安心頂くためのものであることを十分に周知して頂きたい。

3 全号機運転停止した場合、多大な追加費用負担が発生する。当社は最大限経営効率化に努めるが、今回の要請は、お客さま、株主等に過度な負担を強いることを前提としたものではないと受け止めており、その回避・軽減に向け国として十分な支援をお願いしたい。

4 全号機運転停止した場合、需給バランスは非常に厳しくなる。当社は供給・需要両面において最大限努力していくが、国においても十分な支援をお願いしたい。

5 知事・市長はじめ立地地域への十分な説明、交付金・雇用等地域経済への十分な配慮をお願いしたい。

以 上